9　令和三年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新令附則第六条の十二	徴収取扱費基礎額	令和三年三月の徴収取扱費基礎額及び令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額
	当該徴収取扱費算定期間の次	同年六月から八月まで
	当該徴収取扱費算定期間内	同年四月及び五月
	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	同年四月及び五月
		る額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法附則第九条の七、
第三十五条の十七第二項	還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	徴収取扱費算定期間内
	法第七十二条の百四	令和三年四月及び五月に法第七十二条の百四の規定により物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が当該還付金等に係る令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額を超えるときは、当該超える額に相当する額
附則第六条の十一第二項	還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	徴収取扱費算定期間内
	法附則第九条の七	令和三年四月及び五月に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が当該還付金等に係る令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額を超えるときは、当該超える額に相当する額

10　地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における令和三年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第二項		第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第二項
法第七十二条の百四、	還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	法附則第九条の七、
令和三年四月及び五月に法第七十二条の百四の規定により物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が当該還付金等に係る令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法附則第九条の七、	徴収取扱費算定期間内	令和三年四月及び五月に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が当該還付金等に係る令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額を超えるときは、当該超える額に相当する額